

陳 情 文 書 表

(総合企画局)

受 理 番 号	3 7 2 3	受 理 年 月 日	令 和 4 年 11 月 25 日
件 名	特定宗教等に対する中立性の確保等		
要 旨	<p>安倍晋三元首相がテロ行為により凶弾に倒れる事態となり、警察等により事件の一日も早い真相究明が待たれる。しかしながら、マスメディアにおいては、真相究明以上に政治家と旧統一教会・世界平和統一家庭連合（家庭連合）及び関係団体との関係を糾弾する報道が続いている。</p> <p>そうした中で、地方自治体並びに首長としての対応を問う声が出ている自治体もある。しかし、民間機関や政党ではなく、市民に中立・公平・公正たるべき地方自治体並びに首長が、特定宗教の信仰や思想信条を捉え、その宗教や関連団体（実質的には、所属する京都市民を指す。）と関係を持たない等と宣言するならば、団体及びその信仰を持った市民を差別・圧迫・干渉する疑いがあり、その場合は政教分離の原則を定めた日本国憲法第20条に違反することになる。</p> <p>さらに、国民の請願権に関して、日本国憲法第16条では、何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと定めている。もし、京都市又は京都市会が、首長又は地方議員に対して、特定宗教及びその関連団体と関わりがあるかどうかの調査や質問を行うとするならば、実質的には、公権力が、その信仰を持った市民を選別したうえで、政治家や行政に関わるなどの強いメッセージを市全域に発することとなり、彼らの参政権と請願権を社会的圧力で差別・制限し、政治的孤立へと誘導する。</p> <p>また、民間メディアやインターネット空間では、消費者契約法等の商取引上の法的問題に該当するか否かの冷静な議論にとどまらず、当該団体やその他新興宗教についてのマイナスイメージや差別意識を悪用し、反社、カルト、反日等の侮辱的・暴力的な言葉を重ね、当該団体やその信徒への偏見や差別・憎悪心を扇動する言論が続いている。実際に当該団体では、過熱するメディア報道に影響を受けて、子供が不登校になったり、近所で嫌がらせを受けたり、青年信徒が精神的に不安定になり自殺未遂を図るという事態まで起こってしまっている。</p> <p>よって、地方自治体及び首長においては、消費者庁等の実態調査並びに自治体内における近年の被害相談件数等を冷静に見定め、中立・公平・公正な法的判断に従っていただくよう何とぞお願いする。とりわけ、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに日本国憲法によって全ての市民に保障された参政権・請願権を一部市民から制限する結果、地域社会で一部市民の排除意識を助長し新たな人権問題を招く事態にならぬよう、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都市又は京都市会が、市民に中立・公平・公正の立場を超えて、特定宗教及びその関連団体（所属する市民）とは一切の関係を持たないなどと宣言しないこと。 2 京都市又は京都市会が、首長又は京都市会議員に対し、特定宗教及びその関連団体（所属する市民）との関わりを調査・質問しないこと。 3 京都市又は京都市会が、反社会的団体と関わりを持たないなどと宣言する場合には、反社会的団体の正確な定義及び特定団体を反社会的団体と判断する法的根拠を明確に示すこと。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	総務消防委員会		